



NAGOMi

National Association for
Global & Open Minded
Communities

NAGOMiの基本的な考え

——「技能実習制度」と「特定技能制度」の一体的改革に向けて——

公明党 外国人材の受入れ対策本部ヒアリング

2023年3月23日

NAGOMi副会長 塩崎 恭久
元厚生労働大臣

グローバル人材共生社会実現のための提言(2021年5月19日)

技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

【なぜ？】

- ①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため
→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
- ②現実に、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
- ③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

【両制度の“一元化”の意味は？】

- 1) 両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
- 2) 技能実習3年間を基礎的人材育成期間、特定技能5年間を実践的人材育成期間と位置づけ、一貫した人材育成システムとする
- 3) 技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する

「技能実習と特定技能の整合性の取れた一貫性のある制度への改革」 (10のポイント)

<p>①共通目的 人材育成・人材確保・国際貢献を共通目的とする（実態との乖離をなくす）。『技能実習』を『基礎的人材育成期間』とし、『特定技能』を『実践的人材育成期間』と位置付ける。</p>	<p>⑥技能要件 技能実習の前職要件を廃止する。技能実習関連事務手続きは簡素化する。特定技能については、当初在留資格取得時の現行「技能試験」は同職種の技能実習2号修了レベルであることを実技試験を含めて確認する方式とする。また、技能実習2号からの移行時の「試験免除」は、同職種の場合に限ることとする。加えて、習熟段階に応じた技能実技試験（任意）を新たに導入する。</p>
<p>②主管官庁 両制度の主務官庁を法務省及び厚労省とする（現在特定技能は法務省のみ）。</p>	<p>⑦管理団体・登録支援機関 両制度をカバーする許可制の「管理支援機関（仮称）」を導入し、監査だけでなく、保護機能も義務化する。</p>
<p>③対象職種 原則すべての業種。同時に「技能実習制度」の職種作業と「特定技能制度」の特定産業分野を統一的なものにし、産業技術の発達に応じ、現状に即した業種の「大きくくり化」を進める。</p>	<p>⑧実地検査 両制度とも技能実習機構が実施する（多くの職場において、技能実習生と特定技能労働者が混在しており、行政の効率化につながる）。</p>
<p>④転籍・転職 人権重視等の観点から、転籍基準を明確化した上で柔軟化する。「技能実習は基礎的人材育成期間」との考えの下、初めの3年間（職種により短期化）は、できる限り一企業での実習を基本とする。</p>	<p>⑨大都会集中の防止 大都会への不当引き抜きの防止策強化、処遇を含め、国・自治体による地方就労環境底上げ支援策（地方創生・中小企業振興）の実施。</p>
<p>⑤日本語能力要件 技能実習について、入国時に日本語能力N5要件を設ける（技能実習では、介護を除き日本語要件なし、特定技能はN4）。</p>	<p>⑩インセンティブ付与 同一職種、同一企業で技能実習・特定技能を一定期間（例：5年以上、8年以上、10年以上、などの節目を設ける）継続的に行い、同時に、日本語能力N2合格者及び上記⑥の技能実技試験等に合格した人材に対するインセンティブ付与（家族帯同、永住権の付与、就労資格取得要件緩和、など）。</p>

「技能実習」と「特定技能1号」比較一覧

	技能実習（技能実習法）	特定技能1号（入管法）	
目的	技能移転による国際貢献	深刻な人手不足への対応（労働力確保）	
主管官庁	法務省、厚生労働省	法務省のみ	
在留期間	1号=1年以内 2号=2年以内 3号=2年以内 } 最長5年	最長5年 (2号は期限なし)	
対象職種	86職種 158作業	12分野	
転籍・転職	原則不可 (企業倒産などやむを得ない場合は 監理団体サポート下で可)	転職可能 (同業種内で)	
日本語能力要件	なし (介護のみ日本語要件<1号はN4、2号・3号はN3>)	あり (JLPTのN4もしくはJFT BasicのA2) (技能実習2号からの移行者は要件なし)	
技能要件	なし(前職要件あり)	あり(分野ごとの技能試験合格) (前職要件なし) (技能実習2号修了者は要件なし)	
監理団体 ・ 登録支援機関	必要性	必須 (団体監理型)	任意
	設立要件	許可制	登録制
	機能	斡旋、支援、 保護、監査 (生活支援全般、 日本語教育等)	支援のみ 事前ガイダンス、契約支援、日本語学習機会提供 などの支援機能あり。保護機能はなし
	指導	①技能実習機構による 実地検査 (監理団体=1年毎、 実習実施者=3年毎) ②地方入管局による 不定期立ち入り検査あり	地方入管局による不定期立ち入り検査のみ
インセンティブ付与	-	-	

目指すべき新たな制度

整合性、一貫性ある両制度へ
人材育成・人材確保・国際貢献
法務省、厚生労働省
各最長5年
原則、全ての業種。技能実習の職種作業と特定技能の産業分野を統一的なものとし、現状に即した業種の「大きくくり化」を進める
転籍基準を明確化した上で柔軟化
あり (技能実習は入国時N5を義務化、特定技能ではN4 (介護はワンランクアップ))
実技試験による技能重視 (技能実習では前職要件をなくし、特定技能は技能実技試験 (任意)を導入)
必須(仮称:管理支援機関)
許可制
斡旋、支援、保護、監査
①技能実習、特定技能とも技能実習機構による 実地検査 (管理支援機関=1年毎、技能実習と特定技能の実習実施者=3年毎) ②地方入管局による不定期立ち入り検査あり
同一職種、同一企業での技能実習・特定技能を一定期間継続的に行い、加えて、日本語能力N2合格者及び習熟段階に応じた技能実技試験等に合格した人材に対するインセンティブ付与